

長時間労働の医師がいる全ての医療機関の皆様は是非ご確認ください！

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度について

(所得税、法人税)

○医師の働き方改革を進め、医師の健康を確保し地域における安全で質の高い医療を提供するため、医師・医療従事者の労働時間短縮に資する一定の設備について、所得税・法人税の特別償却を行うことが可能です。

○特別償却とは、対象設備取得の初年度に普通償却費(定率・定額)に加え特別償却費を追加で償却できる制度であり、この特別償却割合を前倒して減価償却費として計上できるというものです。

○本制度を活用するためには、対象設備取得の前に医師等勤務時間短縮計画(短縮計画)を策定し、各都道府県の医療勤務環境改善課室長による確認を受ける必要があります。

○また、本制度の適用に際しては、短縮計画の策定等について各都道府県の医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)の助言等の支援を受けることが可能です。
詳細は各都道府県の勤改センター(3頁参照)にお問い合わせください。

1 対象設備

- 医療機関が、勤改センターの助言の下に作成した医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち2～3頁の類型に該当する一定の規模(30万円以上)のものが対象となります。

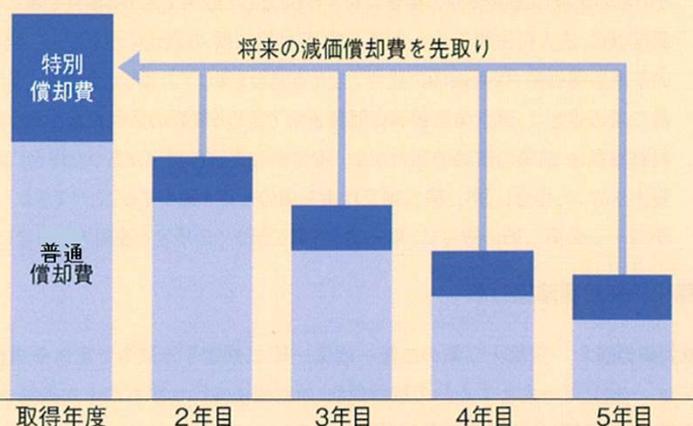
2 特別償却割合 取得価格の15%

- 本制度の適用イメージは以下のようになります。

例・個人もしくは12月決算の法人が9月に導入した場合



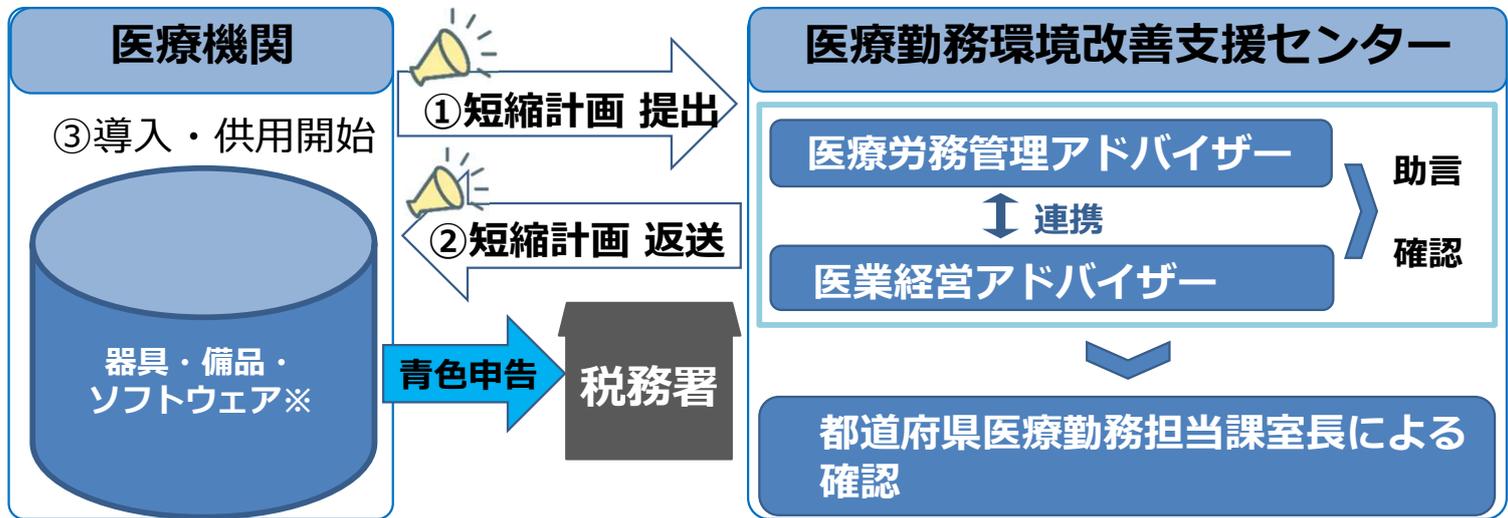
定率法を前提とした特別償却のイメージ図



※購入月により普通減価償却額の計算が変わりますが、特別償却は購入月に関わらず15%償却することができます。

3 適用までの手順の流れ

- 本制度を活用するためには、対象設備取得の前に**医師等勤務時間短縮計画を策定し、各都道府県の医療勤務環境改善課室長による確認を受ける必要**があります。
- 対象設備導入の**検討段階から勤改センターに相談することで、対象設備の選定や短縮計画の策定を円滑に進めることが可能**です。



※ 医師が行う作業の省力化に資する設備等以下の5種類のいずれかに該当するもの

4 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の例

類型1 労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等

- 勤怠管理を行うための設備等
ICカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等、客観的に医師の在院時間等の管理が行えるもの
- 勤務シフト作成を行うための設備等
勤務シフト作成支援ソフト等、医療従事者の効率的な配置管理が行えるもの

類型2 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等

- 書類作成時間の削減のための設備等
AIによる音声認識ソフトウェア、それら周辺機器など、医師が記載（入力）する内容のテキスト文書入力が行えるもの
- 救急医療に対応する設備等
画像診断装置（CT）など、救命救急センター等救急医療現場において短時間で正確な診断を行うためのもの
- バイタルデータの把握のための設備等
ベッドサイドモニター、患者モニターなど、呼吸回数や血圧値、心電図等の病態の変化を数日間のトレンドで把握するもの

類型3 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等

- 医師の診療を補助する設備等
手術支援ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、画像診断装置等、在宅診療用小型診断装置など、医師の診療行為の一部を補助又は代行するもの

類型4 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

- 医師が遠隔で診断するために必要な設備等
遠隔診療システム、遠隔画像診断迅速病理検査システム、医療画像情報システム、見守り支援システムなど、医師が遠隔で診断することに資するもの

類型5 チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等

- 医師以外の医療従事者の業務量の削減に資する設備等
院内搬送用ロボット、患者の離床センサーなど、医師以外の医療従事者の業務を補助するもの
- 予診のための設備等
通信機能付きバイタルサイン測定機器やタブレット等を活用したシステムなどにより予診を行うもの
- 医師の検査や処方指示を電子的に管理するための設備等
電子カルテ、カルテ自動入力ソフトウェア、レセプトコンピューター、医療画像情報システム、画像診断部門情報システム、医療情報統合管理システム等診断情報と医師の指示を管理できるもの
- 医療機器等の管理効率化のための機器・ソフト等
医療機器トレーサビリティ推進のためのUDIプログラム、画像診断装置等のリモートメンテナンス、電子カルテ、レセプトコンピューターのリモートメンテナンスなど

各都道府県勤改センター連絡先

都道府県名	都道府県庁担当課室 又は 勤改センター担当部門	照会先 電話	都道府県名	都道府県庁担当課室 又は 勤改センター担当部門	照会先 電話
1 北海道	保健福祉部地域医療推進局地域医療課	011-204-5248	24 三重県	三重県医療勤務環境改善支援センター	059-253-8879
2 青森県	青森県医療勤務環境改善支援センター 医業経営相談コーナー	0178-43-7051	25 滋賀県	滋賀県医療勤務環境改善支援センター	077-500-3106
3 岩手県	保健福祉部医療政策室	019-629-5406	26 京都府	健康福祉部医療課	075-414-4716
4 宮城県	医療人材対策室	022-211-2972	27 大阪府	大阪府医療勤務環境改善支援センター	06-6776-1711
5 秋田県	健康福祉部医務薬事課	018-860-1411	28 兵庫県	保健医療部医務課 医療人材確保班	078-362-3606
6 山形県	健康福祉部医療政策課地域医療支援室	023-630-2258	29 奈良県	福祉医療部医療政策局医師・看護師 確保対策室	0742-27-8644
7 福島県	福島県医療勤務環境改善支援センター	024-521-5115	30 和歌山県	和歌山県福祉保健部健康局医務課	073-441-2603
8 茨城県	一般社団法人 茨城県医師会 茨城県医療勤務環境改善支援センター	029-303-5012	31 鳥取県	健康医療局医療政策課医療人材確保室	0857-26-7195
9 栃木県	保健福祉部医療政策課地域医療担当 とちぎ医療勤務環境改善支援センター	028-623-3145 028-622-2655	32 島根県	健康福祉部医療政策課	0852-22-5691
10 群馬県	健康福祉部医務課医師確保対策室	027-226-2540	33 岡山県	岡山県保健医療部医療推進課	086-226-7403
11 埼玉県	保健医療部医療人材課医師確保対策担当	048-601-4600	34 広島県	医療介護基盤課	082-513-3057
12 千葉県	医療整備課医師確保・地域医療推進室	043-223-3635	35 山口県	健康福祉部医療政策課	083-933-2937
13 東京都	福祉保健局医療政策部医療人材課	03-5320-4441	36 徳島県	医療政策課	088-621-2366
14 神奈川県	医療課人材確保グループ	045-664-2522	37 香川県	医務国保課医療人材グループ	087-832-3321
15 新潟県	医師・看護職員確保対策課	025-280-5960	38 愛媛県	医療対策課	089-912-2384
16 富山県	医務課	076-444-3218	39 高知県	高知県医療勤務環境改善支援センター	088-822-9910
17 石川県	健康福祉部医療対策課	076-225-1433	40 福岡県	保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室	092-643-3330
18 福井県	健康福祉部健康医療局地域医療課	0776-20-0345	41 佐賀県	健康福祉部医務課医療人材政策室	0952-25-7358
19 山梨県	福祉保健部医務課	055-223-1480	42 長崎県	長崎県医療勤務環境改善支援センター	095-895-2425
20 長野県	健康福祉部医師・看護人材確保対策課	026-235-7144	43 熊本県	健康福祉部健康局医療政策課	096-333-2204
21 岐阜県	健康福祉部 医療福祉連携推進課	058-272-8879	44 大分県	医療政策課	097-506-2658
22 静岡県	地域医療課	05-4221-2407	45 宮崎県	宮崎県医療勤務環境改善支援センター	0985-20-1211
23 愛知県	愛知県医療勤務環境改善支援センター	052-212-5766	46 鹿児島県	保健医療福祉課医務係	099-286-2707
			47 沖縄県	沖縄県医療勤務環境改善センター	098-988-1430